

離職者訓練（介護福祉士委託訓練）並びに修学資金貸付制度の実施を求める意見書

高齢社会の進展に伴い、国民の福祉・介護に対するニーズはますます増大する一方、少子化等により生徒数も減少しており、介護人材の質と量の確保は喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、介護福祉士養成施設は、教育機関としての使命感をもって社会の要請に応え得る質の高い介護福祉士の養成に心血を注いでいるところである。

国においては、近年の雇用状況、福祉・介護人材の安定的確保を目的に、平成二十年度より『介護福祉士等修学資金貸付制度』の拡充に取り組みとともに、新たな雇用対策として、『介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）』を、また、平成二十一年度においては働きながら資格を取る『介護雇用プログラム』の施策（平成二十三年度入学生までの措置）が講じられ、本県所在の介護福祉士養成施設においても、これら施策の実施により、所期の目的が達成されたところである。

しかしながら、これら施策の有用性を考え、国に対して継続を要望してまいりましたが、残念ながら、国の補助率下降を契機に、九州地区においては、多くの県で実施されておられません。

よって、国会及び政府におかれては、このような状況を踏まえ、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 一 周知のように、『介護福祉士等修学資金貸付制度』は、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして期待されているものであり、優秀な人材確保による質の高い介護福祉士養成のための大きな要因となっている、この制度を平成二十三年度入学生まで実施された国の補助率十分の十の制度として復活すること。
- 二 高齢社会における介護福祉人材の質と量の確保、雇用の確保の観点から、平成二十六年以降における『介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）』を恒常的に実施をしていただくよう、特段のご配慮をすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年十二月十一日

大分県議会議長 近 藤 和 義

衆議院議長 伊吹文明殿  
参議院議長 山崎正昭殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
財務大臣 麻生太郎殿  
厚生労働大臣 田村憲久殿